

刑 法 (配点 60 点)**【問題】**

以下の事例に基づき、甲及び乙の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点は除く）。

- 1 甲は暴力団 A 組に所属する組員であるが、A 組の組長 B から甲の拳銃発砲の腕前を高くかわれており、また、腕っ節も強いことから、A 組の若頭である乙の右腕をつとめる立場にいた。また、乙は、A 組の若頭として、甲をはじめとした A 組の若い衆を束ねる立場にあり、組長 B からは A 組の覚せい剤取引の一切を任されるなど、A 組の中では、組長や組員から厚く信頼を集める者であった。
- 2 甲及び乙の所属する暴力団 A 組と暴力団 C 組とは、かねてから対立抗争中であったが、ある日、乙は、C 組の幹部である X が、C 組の資金調達のために覚せい剤の売却を行っていることを知った。乙は、C 組の幹部である X を殺害すれば C 組の力が弱まるし、さらに X を利用して覚せい剤を奪い取れば、C 組の資金源もなくなるのではないかと考えるようになり、覚せい剤の売買取引を口実に X をおびき出した上、自身の右腕である甲の力を借りて、X を殺害して覚せい剤を奪い取る計画を立てることとした。
- 3 平成 27 年 11 月上旬頃、乙は前記 2 での計画を実行に移すべく、X に電話で連絡をとった。その際に、乙は、X と面識がないことを利用して、自身が A 組の若頭ではなく、単なる覚せい剤売買の仲介者であるように装いながら、他に覚せい剤の大量購入を希望している買手がいると告げて覚せい剤の売買取引を X に申し込んだところ、X から覚せい剤 700 グラム（末端価格 7000 万円相当）を売る旨の返答を得られたので、平成 27 年 11 月 10 日午前 1 時に、D 市内の E ホテルのロビーで落ち合い、E ホテルの一室に移動して、X と覚せい剤の売買取引を行うことを約束した。その後、乙は、甲を A 組事務所に呼び出し、甲に対して、「C 組の幹部の X を覚せい剤取引があると偽って、11 月 10 日の午前 1 時に E ホテルで会う約束をした。X は覚せい剤 700 グラムを持って E ホテルにやってくるようになった。俺は X を殺して覚せい剤を奪い取ってやろうと考えている。X をやれば C 組の勢力を弱めることも出来るし、覚せい剤を奪い取れば一石二鳥だ。そこでだ、お前、俺に協力してくれないか。まず、その日程で E ホテルの部屋を並びで 2 つとってくれ。一方に X を誘き出すから、もう一方の部屋にお前が隠れている。最初に俺が X のいる部屋に行き、X としばらく話をする。その後、お前のいる部屋に行くから、俺と一緒に X のいる部屋についてこい。俺がドアを開けるからお前が部屋に入ってチャカ(拳銃)を X に向けて撃て。俺はそのとき相手から覚せい剤を取って逃げる。チャカはお前の方で手配してくれ。」と言って、犯行手順を説明したところ、甲は「それはいいですね。C 組を潰すいいチャンスです。俺のチャカの腕前が組や乙さんの役に立てるなら嬉しいです。是非、やらせてください。」と了承した。なお、この話の際に、奪った

覚せい剤はすべて乙がA組の覚せい剤売買取引に使用するという事に話がまとまった。その後、甲は、乙に指示されたとおりEホテルに連絡を入れ、同年11月9日から10日にかけて、Eホテルの303号室及び304号室を予約し、乙にその旨伝え、乙は、「よし、では、俺たちは9日の午後10時にEホテルの地下駐車場でそれぞれが所有する自家用車で乗り付けて、そこで落ち合おう。」と甲に告げた。

4 同年11月9日午後10時頃、甲と乙はそれぞれ自己所有の自家用車に乗り、Eホテル地下にある駐車場に赴いた。乙は、Eホテル地下駐車場で甲に出会うと、甲に対し、「この間の計画だが、少し変更をしようと思う。俺がロビーでXと落ち合って303号室に連れて行き、隣室の304号室にブツ（覚せい剤）の買い手がいるように見せかけて、Xをうまく言いくるめて先にブツを受け取ってくる。304号室にはお前が待機しててくれ。うまくブツを手に入れることができれば、お前のいる304号室に行って合図するから、そのあと、お前は入れ替わりにXのいる303号室に入って相手をやれ。」と指示したところ、甲はそれを了承した。その後、甲と乙はEホテルのロビーでそれぞれ303号室及び304号室にチェックインし、甲が宿泊費を前払いで支払うと、甲は304号室、乙は303号室に向かい、それぞれ計画に向けて準備を行うこととした。

5 翌日午前1時、乙はXとEホテルのロビーで落ち合い、Xを303号室に案内した。303号室に到着すると、乙は、Xの持参した覚せい剤700グラムを確認し、Xに対し、覚せい剤の値段を尋ねたりしたあと、隣室の304号室に待機している買い手と話をつけてくると言って、いったん303号室を出て304号室に入った。304号室では、甲が拳銃にサイレンサーをつけ、銃弾を装填してX殺害に向けた準備をしていたが、それを確認した乙は、甲に対し、「Xは確かにブツを持ってきていた。これから、ここに買い手がいるように見せかけて、なんとかブツを受け取ってくる。それまでここで待機しててくれ。」と告げて、再び303号室に戻った。

6 303号室に戻った乙は、Xに対し「先方は品物を受け取るまでは金はやれんと言っている。品物を先方に見せて売買取引をあっせんしてくるから、いったん俺に品物を預けてくれないか。」と告げると、Xは「こっちも金を見ないうちは渡すことはできない。」と答える等して、乙とXの間で覚せい剤の受渡しに関する言い合いが続いた。すると、乙が、「先ほど304号室に行ったときに、先方がジュラルミンケースにいっぱいのお札を用意していたのを俺は見ている。うまくいけば1億円で売買出来るだろう。先方に質のいいブツだということを見せて、1億円で売買できるように仲介をしてくるから、少しの間、俺に品物を預けてくれ。悪いようにはしない。」と告げたところ、Xが譲歩して「1億円だな。わかった。なら、これあんたに預けるわ。」と言って、乙に覚せい剤約700グラムを手渡した。これを受け取った乙は、Xに対し「ちょっとここで待っていてくれ。」と言い、覚せい剤700グラムを持って303号室を退出した。303号室を退出した乙は、304号室に向かい、室内で待機していた甲に対し覚せい剤を見せながら、「うまくブツを手に入れられた。俺はこれから車で逃げる。お前は俺が逃げてから303号室に行って、

Xをやってくれ。Xが偽の売買に気づいて、金を払えとゴネたり、このブツを取り返しにきたりしないように、しっかり仕留めろよ。」と告げると、304号室を退出して、すぐにEホテルの地下駐車場に向かい、そこに駐車していた乙所有の自家用車に覚せい剤700グラムを積んでEホテルから逃走した。

7 甲は、乙が304号室を退出した10分後、サイレンサー付きの拳銃を背中に隠しながら303号室に向かった。甲が303号室のドアをノックし、ドア越しに304号室の者だと告げると、Xがドアを開き、「どうだ、いい品だろう。1億で頼むぞ。ただ、すまないが、今は少し都合が悪いんだ。5分後に金を持ってもう一度303号室に来てくれ。」と、小声で甲に告げた。すると、甲は、覚せい剤の取り返しや1億の支払いを免れるためにも、また、C組の勢力を弱めるためにも、今がXを仕留める絶好のチャンスだと考え、「そんな必要はない。」と行ってドアを全開にし、サイレンサー付きの拳銃をXに向け、とっさに室内に逃げようと身を翻したXの背中から心臓部位を狙って弾丸1発を発砲した。甲が発砲した弾丸はXの背中から心臓部に達して身体を貫通し、Xはそれによって即死した。その後、甲は303号室のドアを閉め304号室に戻ると、自身の荷物を担いで急いで地下駐車場に向かい、そこに駐車していた甲所有の自家用車でEホテルから逃亡した。

8 甲、乙共に知らなかったことであるが、前記6において、乙が303号室を退出した後、不審な男が303号室に出入りしているとの連絡により、Eホテル従業員のYが様子を伺うため303号室を訪れ、同室内でXの話聞いていた。Yは、甲が来室した際、玄関先でのXと甲とのやりとりを聞いて不審に思い、室内からXのいる玄関ドアに向かって歩いて行ったところすぐに甲が拳銃を発砲し、その弾丸がXの心臓及び身体を貫通してさらにYの腹部中央に命中した。Yは、甲の弾丸により腹部銃創を負って昏倒し、同日午前3時30分頃、腹部銃創からの大量出血により死亡した。なお、乙はもちろんのこと、甲も、終始303号室内にYがいたことに気がついていなかった。

刑事訴訟法 (配点 40 点)

以下の設例を読み、【設問 1】及び【設問 2】に答えなさい。

【設例】

1. 被告人 X は、在日米軍に所属する者であるが、フィリピンから日本に向かう飛行機の中で A と知り合い、東京都内の H ホテル 6 階 6 2 1 号室に宿泊していた。
2. 平成 28 年 8 月 23 日午前 10 時頃、麻薬取締官 M は、H ホテルの従業員から、X と A が宿泊している部屋に入ったところ大麻を吸引した際の臭いがする旨の通報があったので、M は同僚の T と共に午前 11 時頃、H ホテルに赴き、張り込みをしていたところ、同日正午頃に X がホテルに帰ってきたので、ホテルのロビーの片隅で、職務質問を開始し、所持品を見せて欲しい旨、再三に渡り説得したところ、X は渋々ポケットから大麻の入ったビニール袋を取り出したので、同日午後 1 時頃に、M は、X を大麻不法所持の現行犯で逮捕した。(1)
3. X が警察に連行されるのであれば、部屋から所持品を取ってきたいというので、M はこれを許可し、X と一緒にホテルの 6 2 1 号室に赴いた。その際に、M らは X が別の大麻を持っているのではないかと疑い、室内を捜索したところ、同日午後 3 時頃、X のバッグを発見し、中を捜索したところ、大麻タバコ 6 本がプラスチックケースに入っているのを発見したので、これを差押えた。(2)

【設問 1】

下線部 (1) の逮捕の適法性について論じなさい。

【設問 2】

下線部 (2) の捜索・差押えの適法性について論じなさい。